

自動車検査・登録業務に関する 改革について

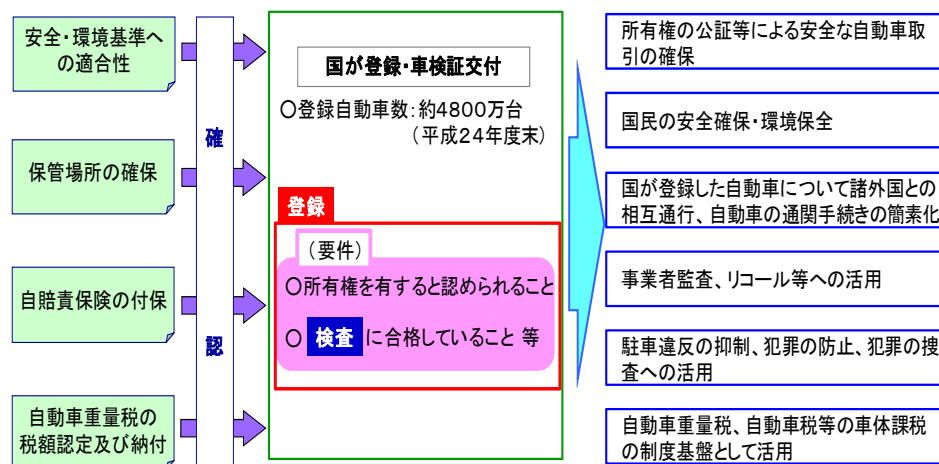
国土交通省 自動車局
平成25年10月

自動車検査・登録制度について

- 自動車の登録は、不動産と同様に国民の基本的財産である自動車の財産権を保護するため、国が直接その所有権を公証するもの。自動車の検査は、自動車の安全・環境基準への適合を公証し、運行の用に供することを可能とするもの。
- 検査登録情報はリコール、犯罪捜査、徴税、リサイクル等多岐に渡る国の行政事務の基盤として利用。また、検査において確定される車両諸元は、車体課税等の制度の基盤として利用。
- 諸外国においても、自動車の登録は、国(連邦制をとる国においては地方政府)が実施主体となっているところ。

➡ 自動車検査・登録は、国民の安全の確保と財産権の保護を図るため、不動産の登記等と同様に、国が直接実施することが不可欠

自動車検査・登録制度の概要



諸外国の登録制度の実施主体について

国名	実施主体	所管省庁
英国	国	運輸省
フランス	国	内務省
スペイン	国	内務省交通局
スウェーデン	国	スウェーデン交通庁
インドネシア	国	インドネシア国家警察
シンガポール	国	陸上交通庁(LTA)
マレーシア	国	交通省(陸上交通部門)
ドイツ	地方政府	連邦交通建設都市開発省
カナダ(例: オンタリオ州)	地方政府	オンタリオ州運輸省
アメリカ(例: ワシントンDC)	地方政府	ワシントンDC陸運局
大韓民国	地方政府	大韓民国政府国土交通部

- 行政のスリム化・効率化の観点から、国が実施していた検査業務のうち保安基準適合性審査事務について、平成14年より、自動車検査独立行政法人を設立し、同法人に移管
- 同法人において、中期目標達成のため、業務運営におけるガバナンスの強化及び経営責任の明確化等を図り、的確で厳正かつ公正な基準適合性審査事務の実施を徹底しつつ、検査業務の効率化・合理化や受検者の安全性・利便性の向上等を実現

○ 検査業務の一部独法化による行政のスリム化・効率化

平成14年7月の検査法人設立による国の職員数削減 (検査職員数:1175人(H13)※→281人(H14))

※本省、地方運輸局等の管理部門から
検査法人に移行した人数を含む

検査法人での中期目標管理により
・ガバナンス強化
・経営責任明確化

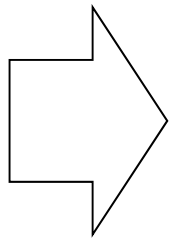
○ 検査業務の効率化・合理化

- ・検査法人の職員数削減 (876人(H14)→811人(H25))
- ・検査コース数の削減 (318コース(H14)→299コース(H25))
- ・業務量に応じた事務所要員の弾力的な配置

○ 受検者の安全性・利便性の向上

- ・ソフト・ハード面からのきめ細かな検査場構内の事故防止対策による安全性の向上
(事故件数の削減(177件/年(H14.7~19.3)→146件/年(H23.4~25.3)))
- ・検査案内の充実による受検者の利便性の向上
(検査案内員等の充実、予約システムの適正な運用)

- 行政のスリム化・効率化の観点から、国が行う業務のうち、登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務について、独立行政法人に移管
- 国民の安全の確保や財産権の保護等の観点から、自動車の検査の可否の判定(安全基準等に適合することの公証)、自動車の登録(所有権の公証)の行為は、国が実施



独立行政法人(自動車検査独立行政法人)の役割

検査...保安基準適合性審査事務

登録...登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務

国の役割

検査...検査の可否の審査・判定を行い、自動車検査証を交付

登録...登録の可否の審査・判定を行い、登録事項等通知書を交付

※上記の方針は、旧自公政権において決定された方針(出先機関改革に係る工程表(H21.3.24 地方分権改革推進本部決定))に沿うもの

(参考)出先機関改革に係る行程表(H21.3.24地方分権改革推進本部決定)

1 事務・権限の見直し

(1)出先機関の事務・権限の見直し

ア 出先機関の事務・権限について、別紙のとおり見直す。

本局等の内部組織	関係する下部機関	事務・権限	見直しの内容
自動車技術安全部	運輸支局 自動車検査登録事務所	自動車の登録・自動車抵当	<u>自動車の登録について、登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務を自動車検査独立行政法人に移管する。</u>

民間能力の一層の活用の観点から、指定整備工場による指定整備率の向上を図るとともに、安全・環境基準の強化等に伴う検査業務の高度化等に取り組みつつ、検査法人の業務運営を効率化

検査の受検形態

①ユーザー車検

ユーザー自身が点検整備を行い、検査法人に自動車を持ち込んで審査を受ける。

(点検・整備)



②認証整備工場を通じた車検

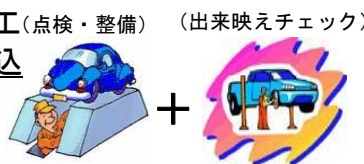
点検整備は中小の認証整備工場が行い、検査法人に自動車を持ち込んで審査を受ける。

(点検・整備)

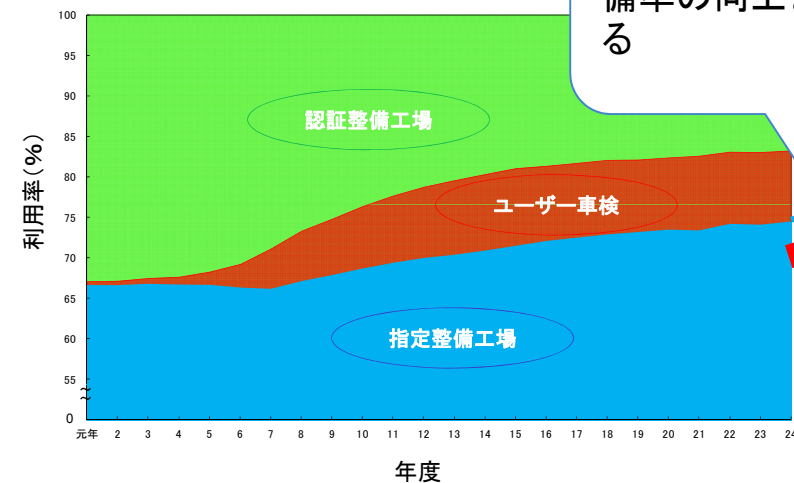


③指定整備工場を通じた車検

点検整備から完成検査まで指定整備工場が行い、検査法人への自動車の持ち込みは省略。



指定整備率等の推移



指定整備率向上にあたっての留意点

①車検におけるユーザーの選択肢の確保

ユーザーが義務として負う自動車検査・点検整備における選択肢を確保し、適切な整備を行う環境を確保する観点から、ユーザー車検や認証整備工場を通じた車検も引き続き必要。かつて過剰整備対策として、前検査・後整備の導入により、整備料金が約74,000円(H4)→約57,000円(H22)に低下等、整備内容・料金の適正化が図られてきたところ。

②全国的な検査業務の確実な実施の確保

例えば、十分な利益が見込まれない島嶼部や過疎地域には、指定整備工場が進出しておらず、検査法人の職員の出張による保安基準適合性審査を実施。(平成23年度の出張検査地域は全国で98か所(うち島嶼部34か所))

自動車検査・登録業務の新たな改革の方針③-1 (自動車検査登録勘定のあり方)

自動車検査登録勘定のあり方については、

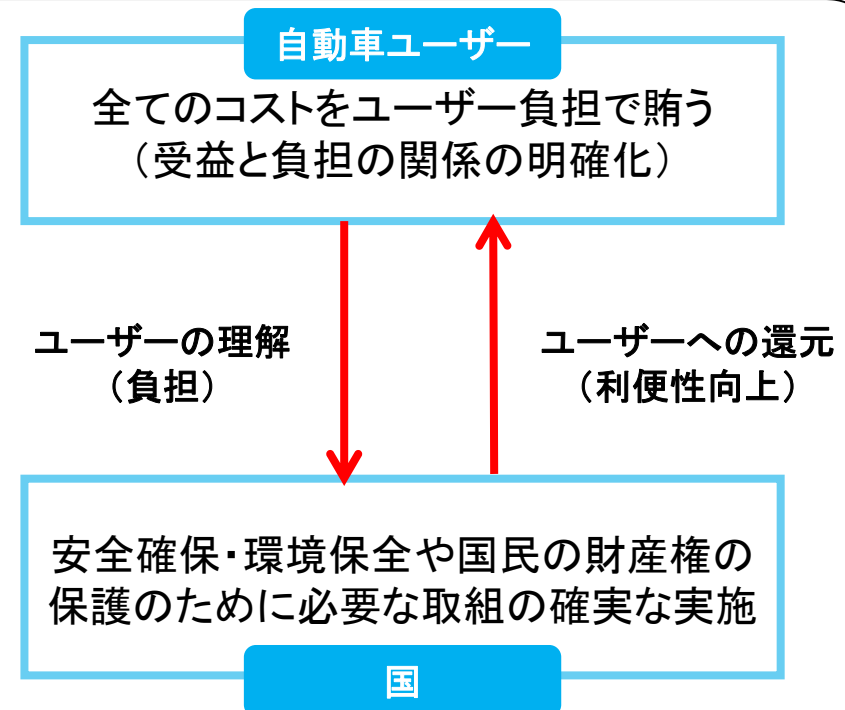
- 国が引き続き検査登録業務の実施主体であること
- 自動車検査登録勘定の受益と負担の関係性も現状と変わらないこと
- 特別会計の活用による政策的意義が大きいこと
 - 国民の生命や財産等の保護に必要な取り組みの確実な実施
 - 受益と負担の明確化による透明性の確保

以上を踏まえ、自動車検査登録勘定を維持し、業務運営の改革と自動車ユーザーの利便性向上による国民へのメリットを具体的に実現していく。

自動車検査登録勘定の意義

自動車の検査・登録業務(自動車の検査登録、指定整備工場の指定等)に係る経費については、全て、自動車ユーザーから徴収する検査・登録手数料より支出

➡ **受益と負担の関係は極めて明確**



○自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）の対象地域・手続きの拡大
（平成29年度まで）

自動車の検査・登録に当たっては、警察署（車庫証明の取得）、県税事務所（自動車税納付）などへ個別に赴く必要があり、重いユーザー負担となっている。

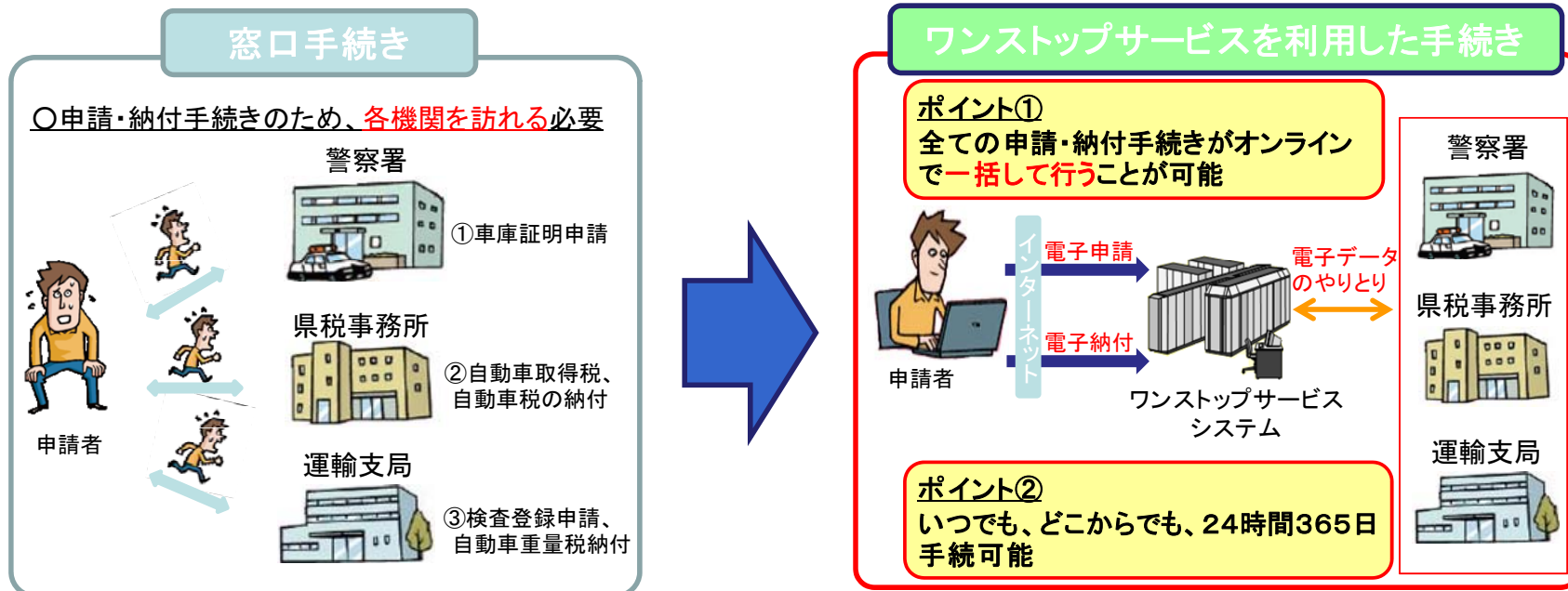
オンラインで一括して手続きが可能なワンストップサービス（OSS）の利用の拡大により、

国民へのメリット

➡ 自動車ユーザーの負担が大幅減。国民の利便が向上。

➡ 登録・検査業務の効率化・合理化等を通じて、手数料の引き下げといった形でユーザーへ還元。

自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）の概要



(現在)

○ 対象手続 : 新車新規登録

○ 稼働地域 : 11都府県

(平成29年度まで)

○ 全ての手続きに拡大

○ 全国に拡大

○新技術に対する検査の効率化

(現状の課題)

検査の現場においては多種多様な車種が持ち込まれている中、今後、次世代自動車や安全運転支援装置・システム等の新技術の導入に伴い、検査工数・時間が増加し、ユーザーの利便性が低下するおそれ。

<新技術に対する検査の例>革新的な故障診断装置 (スキャンツール)

- ・ スキャンツールとは、自動車の装置が正常に作動しているかどうかを自動車に接続して診断する「外部故障診断装置」であり、これらを用いることによって故障を速やかに探知可能。
- ・ 次世代自動車や安全運転支援装置・システム等、電子化の進展により、自動車技術がブラックボックス化する中、故障箇所の「見える化」により、増加する検査工数・時間の短縮を図ることが可能。



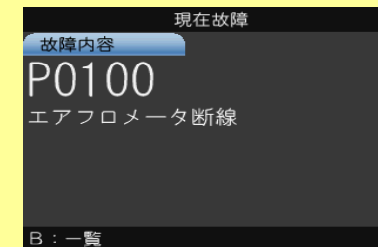
スキャンツールとその診断作業風景



接続場所の例

自動車にスキャンツールをつなぐと、**様々な情報が「見える」ようになる。**

スキャンツール画面の一例



センサの断線など、故障箇所や状態を表示

国民へのメリット

- ・ 次世代自動車や安全運転支援装置等について、安全性・環境性に係る基準適合を確保
- ・ 検査の効率化・合理化等を通じて、ユーザーの負担軽減といった形でユーザーへ還元

参考資料

行政のスリム化・効率化を図るため、平成14年に自動車検査独立行政法人を設立し、国が実施していた検査業務のうち、保安基準適合性審査事務について、同法人に行わせている。

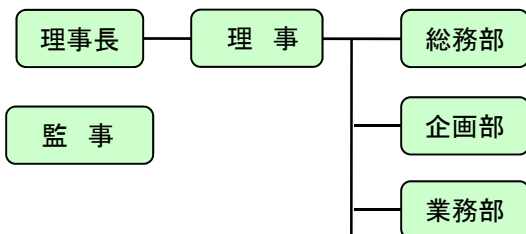
1. 設置の経緯

平成14年7月1日に運輸支局等の一部（保安基準適合性審査事務に係る要員及び施設）を切り離し、独立行政法人化

2. 組織・人員(平成25年4月1日現在)

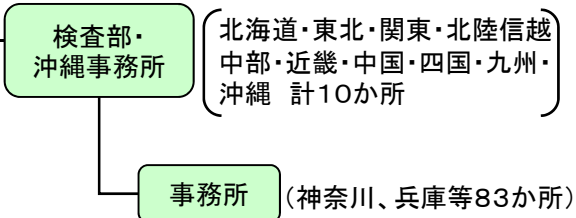
役職員 811名（役員6名含む（非常勤役員1名））

[本部]

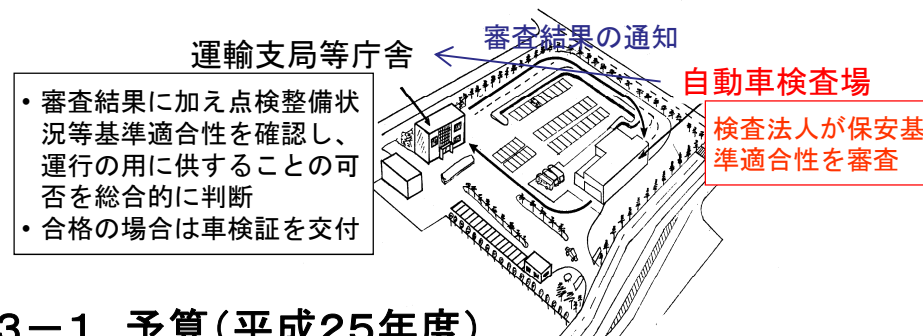


[地方]

・全国93事務所



(国及び自動車検査独立行政法人の業務)



3-1. 予算(平成25年度)

約118億円

(内訳) 運営費交付金 830百万円
 施設整備費補助金 2,407百万円
 審査手数料収入 8,562百万円

3-2. 審査台数(平成24年度)

740万台

(内訳) 新規検査 97万台
 継続検査 547万台
 その他(構造等変更検査、再検査等) 96万台

4. 所掌分野(根拠法令:自動車検査独立行政法人法第12条)

- (1) 自動車の検査における自動車保安基準に適合するかどうかの審査の実施
- (2) 上記業務に付帯する業務の実施

自動車安全特別会計(自動車検査登録勘定)の概要

- ・自動車検査登録勘定は、昭和39年、自動車の激増に対処し、自動車の検査及び登録事務の処理体制の改善を図るために特別会計として設置
- ・本勘定では、受益と負担の関係を明確にするために一般会計と区分経理を行っており、自動車ユーザーからの検査登録手数料収入を財源として、検査・登録業務に係る全ての費用を支出

